

第26回 石川県地方港湾審議会

日時 令和8年3月16日(月) 14時00分～14時20分

場所 石川県庁 議会庁舎1階 大会議室

開会

【司会】

ただいまから第26回石川県地方港湾審議会を開催いたします。私は本日の司会を務めさせていただきます石川県土木部港湾課の紺村と申します。よろしくお願いいたします。

会議に先立ちまして、本日の配布資料を確認させていただきます。

議事次第の裏面が座席図となっています。それから審議会報告及び議案書を配布しております。お揃いでしょうか。

それでは議事に基つきまして、石川県土木部長本田よりご挨拶申し上げます。

1. 挨拶

【本田土木部長】

土木部長の本田でございます。本日は、ご多忙の中、石川県地方港湾審議会にご出席いただき誠にありがとうございます。

また委員の皆様におかれましては、日頃より本県の港湾行政の推進にご理解とご協力を賜り、心より感謝を申し上げます。

港湾につきましては地域の産業や物流を支える重要な社会基盤として、大きな役割を担っており、被災箇所の復旧はもちろんのこと、将来を見据えた機能強化を併せて進めていくことが、創造的復興には不可欠であることから、本県としても、計画的な港湾整備に取り組んでいるところです。

こうした中、能登半島地震で被災した港湾施設につきましては、応急復旧を令和6年度末までに完了しております。

現在は令和10年度末までの本復旧の完了を目指し、国と緊密に連携を図りながら全力で取り組んでいるところでございます。

本日の審議会では七尾港大田地区において、復旧復興に必要な資材の仮置場としての活用や、今後の物流機能の強化を図るため、ふ頭用地の拡張に伴う臨港地区の追加指定についてご審議いただく予定としております。

委員の皆様におかれましては専門的な見地から、忌憚のないご意見を賜りますとともに厳正なるご審議をお願い申し上げます。本日はよろしくお願いいたします。

2. 委員交代の報告

【司会】

続きまして、議事次第の2にございます委員の交代についてご報告いたします。

お配りした審議会報告および議案書の1ページに委員名簿がございますので、ご覧いただけます。今回、前回の審議会から、改選がありまして、学識経験者につきましては、2名の方が、改選されています。

まず、浅輪宇充様は公益社団法人日本港湾協会専門委員で港湾政策全般の専門としてお

願いしております。

藤田寿代様は、石川県漁業協同組合ななか支所の元参事で、水産団体の専門として、お願いいたしました。また、人事異動に伴いまして、関係行政機関では、金沢海上保安部長の綿貫陽介様、大阪税関長の日置重人様に代わられましたので、ご報告いたします。

続きまして当審議会は、石川県地方港湾審議会条例第 8 条第 2 項の規定により、委員の半数以上の出席がないと開催することができませんが、本日の出席者数は、委員総数 18 名中、代理出席も含め出席者 16 名でございます。

過半数を超えておりますので、本審議会は成立しておりますことをご報告させていただきます。

2.1 会長の選出

【司会】

続きまして本審議会の会長の選出に入らせていただきます。

審議会条例第 7 条の規定では、会長は委員の互選により選出することになっております。

もしよろしければ事務局の方で指名推薦いたしたいと存じますがいかがでしょうか。

【委員】

異議なし

【司会】

それでは、ご賛同をいただきましたので、事務局から推薦させていただきます。

当審議会の会長につきましては、現在公益社団法人日本港湾協会の専門委員であり、港湾政策全般に精通している浅輪委員をお願いしたいと存じますが、いかがでしょうか。

【委員】

異議なし

【司会】

ご承認ありがとうございます。それでは、浅輪委員よろしく願いいたします。

2.2 会長の挨拶

【浅輪会長】

一言ご挨拶申し上げます。ただいま、会長のご選出をいただきました浅輪宇充と申します。皆様方どうぞよろしくお願いいたします。

港湾を通じた石川県の発展に微力ながら汗をかかせていただきたいと思います。と申しております。

ぜひとも皆様方、本日の議事の進行よろしくお願いを申し上げます。というふうに思います。

【司会】

次に本審議会の議長でございますけれども、審議会条例第 8 条の規定に基づき、会長に議長を務めていただくことになっております。それでは浅輪会長、どうぞよろしくお願いいたします。

【浅輪会長】

それでは議長を務めさせていただきます。委員の皆様方ご協力よろしくお願いいたします。本日の石川県地方港湾審議会につきましては、審議会条例第 3 条の規定に基づきまして、重要事項としまして、七尾港臨港地区の追加指定についてご審議をお願いするものでございます。

また、報告事項としまして、能登半島地震における港湾の復旧状況の報告があると伺っております。委員の皆様方におかれましては、忌憚のないご意見を賜りますようお願い申し上げます。

2.3 議事録署名員の指名

【浅輪会長】

続きまして、審議会要綱第 5 条第 1 項の規定によりまして、審議会の議事録について議長が指名した委員のお 2 人の方々に署名をいただくこととなっております。

大変勝手ではございますが、私の方から指名させていただきます。

本日の審議会の議事録署名員といたしまして、由比委員と池本委員のご両名をお願いしたいと思います。よろしくお願い申し上げます。

3. 審議事項

【浅輪会長】

それでは審議事項に入らせていただきます。

資料の 2 ページにありますように本年の 3 月 9 日付で石川県知事から本審議会に対しまして、七尾港臨港地区の追加指定についての諮問がございました。この審議会では、この諮問を受けまして、御審議を皆様方をお願いしたいと思います。

早速ですが、議案の審議に入りたいと思います。それでは本日の審議内容につきまして事務局の方から説明をお願い申し上げます。

【甲部課長】

港湾課長の甲部でございます。着座にて説明させていただきます。

七尾港臨港地区の追加指定につきまして説明いたします。スライドで説明いたしますので、スクリーンの方をご覧ください。

まず、七尾港の概要についてご説明いたします。七尾港は、能登島を自然の防波堤として古くから栄えた天然の良港であり、県内にある 2 つの重要港湾の内の 1 つです。

七尾港については、大きく 5 つのエリアがございます。①の青色に示す三室地区は、七尾国家石油ガス備蓄基地が立地し、②の赤崎地区は大田火力発電所が立地するエネルギー関連ゾーンとなっております。③の大田地区及び矢田新地区の第二ふ頭周辺については、物流関連ゾーンとなっております。木材、中古車、風力発電資材、肥料などの貨物を取り扱っております。④の府中地区及び矢田新地区の第一ふ頭周辺は、交流拠点ゾーンとなっており、府中地区では、七尾マリンパークや能登食祭市場、矢田新地区では、行政機関や港湾関連企業が立地するとともに、旅客船岸壁では、クルーズ船の受け入れなども行っております。⑤の寿町地区、小島地区、津向地区については、主に造船所や工場が立地するとともに小型船の停泊地としての土地利用がなされております。

次に、七尾港の取扱貨物量の推移についてご説明いたします。令和 7 年の取扱貨物量は、年間約 400 万トンとなっております。内訳で見ますと緑色の輸入貨物が全体の 8 割を占めております。

続きまして、令和 7 年の取扱貨物の種別割合についてご説明いたします。円グラフにお示しするように左側の輸入では、石炭、LPG が大部分を占めており、輸出では、完成自動車が

大部分を占めております。また、国内における移入では、セメント、石灰石、石炭を取り扱っており、移出では、大田火力発電所で発生する再利用資材や非金属鉱物が多くを占めております。

次に、七尾港の最近の主な動向についてご説明いたします。画面左上の物流関係では、一昨年7月に、当審議会にお諮りした津向地区の専用岸壁において、昨年4月よりセメント船の受入れが再開され、能登地区へのセメント供給拠点としての役割を果たしております。

また画面右上ですが、公費解体による災害廃棄物の広域処理の一環として、大田地区が積み出し拠点として利用されるなど、七尾港は能登半島地震からの復旧にも大きく寄与しております。

画面左下のにぎわい関係では、飛鳥Ⅲが昨年9月に初寄港するなど、観光や交流拠点としての役割を担っております。画面右下のエネルギー関係では、令和5年4月に七尾港カーボンニュートラルポート形成計画を策定しております。

行政の取り組みとしては、まず、ふ頭照明のLED化を行っており、今年度は、大田ふ頭の照明灯3基をLED化いたしました。

民間の取り組みとしては、大田火力発電所において、今年度より国内電力会社が初めて燃料にバイオマス燃料を混ぜた石炭運搬船の運航が開始されたほか、2号機においても、バイオマス燃料の混焼比率を15%に拡大した発電が開始されるなど発電事業に伴う二酸化炭素排出量を削減させる取り組みが進んでいます。

次より、今回の臨港地区の追加指定についてご説明いたします。臨港地区とは、赤色で示す陸域部分のことであり、貨物の取扱いや生産活動などを行うふ頭用地、背後用地などとして利用されています。水色で示す港湾区域に指定した水域に接続しています。今回、区域の追加を行うのは、大田地区国際物流ターミナルの一部になります。

大田地区国際物流ターミナルは、4万トン級の大型貨物船の受け入れに対応するため、平成19年に-13m岸壁を整備し、暫定水深10mで供用しており、平成25年には、水深11mに増深しております。現在、国直轄事業において、航路・泊地の水深13m化を目指し、浚渫工事を進めております。

また、県では、災害復旧に必要な資材や、さらなる貨物の受け入れ体制を強化するため、岸壁背後のふ頭用地の埋立造成を完成させたことから、今回、赤色で示す6.1haについて、臨港地区の追加指定を行うものでございます。

臨港地区の範囲についてご説明いたします。

現在、七尾港では臨港地区として図の青色の部分約204.2haが指定されており、今回、赤色の部分大田地区6.1haの追加指定により、全体面積約210.3haとします。

市街地側からの大田地区を望んだ現況写真になります。今回追加する区域は赤枠で示す範囲となります。現在、一部において舗装工事を行っております。

以上で説明を終わります。

【浅輪会長】

ご説明どうもありがとうございました。ただいま事務局より説明がありました七尾港臨港地区の追加指定につきまして、委員の皆様方からご質問ご意見をいただきたいというふうに思います。ご質問ご発言がある方は是非お願いいたします。

和田内委員いかがですか。

【和田内委員】

しっかりと工事を進めて下さい。

【甲部課長】

しっかりと工事の方、進めてまいります。

【浅輪会長】

下沢委員いかがですか。

【下沢委員】

特にございませぬ。

【浅輪会長】

他にご質問ご意見ございませんか。よろしいでしょうか。では、特にご意見ご質問ございませんようですので、本案は承認いただいたものとさせていただきます。

石川県知事より諮問のありましたこの案件につきましての審議はここまでというふうにさせていただきますと思います。

4. 報告事項

【浅輪会長】

続きまして報告事項についての議事を進めさせていただきたいと思っております。事務局より、能登半島地震における港湾の復旧状況についてご報告をお願いいたします。

【甲部課長】

能登半島地震における港湾の復旧状況についてご報告いたします。

令和6年能登半島地震では、県が管理する港湾全てにおいて、岸壁や物揚場、防波堤、臨港道路、ふ頭用地など多くの港湾施設が被災しました。被害の特徴としましては、輪島港がある外浦側では、地盤隆起による被害、飯田港などがある内浦側では、津波や揺れによる被害が特徴としてみられました。また、重要港湾である、金沢港、七尾港では液状化による被害が広範囲に発生しました。

港湾施設の復旧状況についてご説明します。

金沢港では、①の戸水岸壁について、この春のクルーズ船の寄港を見据えた工事を進めた結果、今月21日のクルーズ船寄港で利用を再開することとなりました。引き続き、残る工事についても、今年春頃の完成を目指します。また、②のクルーズターミナル前面の無量寺岸壁では、災害復旧工事にあわせて耐震強化岸壁を整備することとしており、令和8年度中の完成を目指します。③の御供田岸壁については、セメント船の利用を確保しながら、今年末までの完了を目指します。

七尾港では、①の大田地区の大田岸壁において、木材船の入港や災害廃棄物の海上輸送などの物流を確保しながら工事を進めており、今月末に復旧が完了します。引き続き、物流を確保しながら、岸壁背後のふ頭用地の今年春頃の復旧完了を目指します。②の矢田新地区は、旅客船岸壁が今月末に復旧完了します。背後のふ頭用地については、今年春頃の復旧完了を目指します。③の府中地区は、大型連休にあわせた段階的な復旧や、マリパークの広場における防災機能を備えたイベントステージを整備するなどの賑わいの創出と同時に復旧工事を進め、令和8年度中の復旧完了を目指します。

次に輪島港です。これまでに例のない地盤隆起による被害をうけた輪島港では昨年6月に、短期復旧方針と中長期復興プランからなる輪島港復旧・復興プランを策定し公表しました。プランの短期復旧方針では、概ね2年から3年の復旧を目標としており、主要な岸壁や物揚場は令和8年度末の本復旧を目指すこととしております。これまでに、①の輪島崎地区の物揚場は、先月一部を完成させ供用しております。また、②の海士地区の物揚場は、へぐら航路の再開に備え、今月末に完成させることとしております。

プランの「中長期復興プラン」では、単に元の機能に戻すのではなく、4つの基本方針のもと創造的復興を目指すこととしております。4つの基本方針は、(1)能登の特色ある生業の再建、(2)暮らしとコミュニティの再生、(3)災害に強く安全安心な港づくり、(4)環境に優しく地域に貢献する港づくりとなっております。

基本方針に基づく、主な取り組み内容としましては①の漁業共同利用施設の機能集約・強化、②、③の第四防波堤では、浅場を造成し、防波堤の強靱化をはかるとともに稚魚の生息環境を整備します。④クルーズ船の受入体制強化や⑤の市民ニーズに合った緑地、憩い空間のリニューアルなどにとりくむこととしております。⑤については、令和7年8月に隆起した親水護岸の平面化工事が完了しており、本プラン初の完了事例となっております。また、⑥災害復旧事業加速化に向けた災害発生土海面処分場の整備についても、国、県、市が連携して取り組んで行くこととしております。

次に飯田港です。①-4.5m岸壁については、災害復旧に必要な資材などの輸送を優先しながら工事を進め、今月末までに一部区間が完成します。また、②は昨年9月には、創造的復興に向け、公費解体で発生したコンクリート殻や災害復旧工事で発生した土砂を活用し、新たな埋立地の造成に着手しました。

次に宇出津港です。①の14号物揚場については、今月末に復旧完了し、②の13号物揚場については、今年末までの復旧完了を目指します。③は漁協の荷捌所に関連し、共同利用施設を集約し、ふ頭用地の拡大を予定しています。④高潮時などに浸水被害が生じている9号物揚場については、先月より復旧工事に着手しておりまして、今年秋の完成を目指します。

次に小木港、穴水港です。小木港では、①と②の岸壁2箇所の本復旧が今月末に完了します。その他の物揚場についても、漁船や遊覧船の利用を確保しながら令和8年度末までの本復旧を目指します。穴水港では、③の大町地区の物揚場が今月末に復旧完了します。④の川島地区の物揚場は令和8年度末までの本復旧を目指します。

最後に、災害廃棄物の海上輸送について説明します。

宇出津港、飯田港、穴水港、七尾港では、公費解体で発生した木くずといった災害廃棄物を約14万トン搬出し、海上輸送拠点として、復旧に貢献しました。

以上で、報告事項の説明を終わります。

【浅輪会長】

ありがとうございました。ただいま事務局よりご説明がありました、能登半島地震における港湾の復旧状況につきまして、委員の皆様からご意見・ご質問等いただきたいと思っております。どうぞご発言をよろしくお願いいたします。

よろしいでしょうか。ご意見ご質問特にございませつか。

それでは、ご発言もないようですので、本日、予定されている議事につきましては、以上とさせていただきます。

閉会

【浅輪会長】

それでは港湾管理者におかれましては、本日委員の皆さま方から伺ったご意見等を参考にしながら、今後ともより良い港づくりに努めていただき、また、迅速な復旧復興に努めていただければというふうに思います。

以上をもちまして本審議会を閉会させていただきます。議事の円滑な進行につきまして、委員の皆様方にご協力をいただきましたことを感謝申し上げます。それでは事務局の方に進行をお返しいたします。

【司会】

浅輪会長におかれましては、議事進行いただきありがとうございました。
また、委員の皆様方におかれましても、大変お忙しい中、ご審議を賜り、ありがとうございました。

これをもちまして、第26回石川県地方港湾審議会を終了させていただきます。